

「令和 8 年度青森県企業立地意向調査業務」 企画提案競技実施要領

1 趣旨

本県の企業誘致において、戦略的かつ実効性の高い誘致活動の展開に向けて、地方立地の可能性が高い企業を把握するための調査業務を下記のとおり実施することとし、次のとおり企画提案を公募します。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度青森県企業立地意向調査業務

(2) 業務内容

別添仕様書（案）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

(4) 委託金額の上限額

金 3, 2 6 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※支払時期は業務の履行確認後となります。

3 参加資格

国内に本社事務所を有する事業者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく手続を行っている者
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

4 参加表明

参加を希望する者は、参加表明書（様式 1）に必要事項を記載の上、令和 8 年 9 月 3 0 日（水）（1 5 時必着）までに、「1 0 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

5 質問の受付

質問がある者は、質問書（様式 2）に必要事項を記載の上、令和 8 年 9 月 3 0 日（水）（1 5 時必着）までに、「1 0 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。参加表明書提出者に、電子メールにより回答します。

なお、受付期間以外の質問については、回答しません。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式任意・A4版で15ページ以内（表紙を含む。））

実施方針、実施手法、実施計画、業務推進体制・スタッフ紹介、その他提案事項等

【留意事項】

本県における企業誘致において、戦略的かつ実効性の高い誘致活動を展開していく本事業の目的に鑑み、以下の事項を含めて企画提案すること。

- ・ 仕様書4（1）の企業の抽出・選定方法、企業数
- ・ 仕様書4（2）の基礎データ項目
- ・ 仕様書4（3）のアンケート回収企業の個票等の項目
- ・ 仕様書4（5）及び（6）の有望希望の選定方法、ヒアリング実施回数

② 会社概要（関連業務実績、組織体制、経営状況等）

③ 経費見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、委託金額の上限以内とすること。

(2) 提出方法及び期限

令和8年10月13日（火）（15時必着）までに、「10 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

7 審査の方法及び基準

(1) 審査方法

書面審査により最優秀提案者を選定します。

(2) 審査基準

① 遂行能力

- ・ 実績、ノウハウ、ネットワーク等の保有
- ・ 青森県の地域特性及び産業特性に対する理解
- ・ 調査対象産業の動向やそのサプライチェーン等についての理解
- ・ 実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・ 経営基盤、管理体制等

② 実施内容

- ・ 実施方針、実施方法の的確性、具体性、妥当性
- ・ 実現可能性、実現に向けた道筋
- ・ 調査対象企業の抽出手法の有効性（本県への立地可能性が高い企業を抽出するための効果的な手法であるか）
- ・ 調査の実用性（新規企業訪問につなげられるか）

③ 経費の見積内容

- ・ 経費、積算の妥当性等

④ その他

- ・ 企業誘致活動への協力体制、独自の創意工夫等

8 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、速やかに提案者に通知します。

なお、審査結果（不採択の理由等）に関するお問合せには、一切応じかねますので、ご了承ください。

9 その他

- (1) 本企画提案競技への参加に要する経費については提案者が負担するものとします。
- (2) 提出された企画提案書等の応募書類は、青森県情報等条例（平成11年12月青森県条例第55号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となりますので、ご了承ください。

10 書類の提出及び問合せ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県 経済産業部 企業立地・創出課 立地推進グループ 柴田

※ 本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

（8：30～12：00 13：00～17：15）

TEL 017-734-9381 メール ritchi@pref.aomori.lg.jp